

みんなで作ろう！ 所沢の憲法

「**仮称**まちづくり基本条例(自治基本条例)」づくり

地域の自治には、行政だけではなく、地域の人々が地域の課題について自ら考え、解決に向けて行動することも大切です。今、全国の市町村で、市民・議会・行政が力を合わせ、自分たちのまちを見守り育てていくルールを「自治基本条例」として作る動きが広がっています。

この条例は、すべての条例の基本となる自治のあり方を示すものです。そのため「自治体の憲法」とも呼ばれています。その内容は自治体によってさまざまですが、基本的には、人々が考え判断するための情報の共有、市民・議会・行政それぞれの役割を踏まえた参加と協働の仕組み、適切な行政運営のルール、

そしてこれらの実効性をどう確保するかという要素からなっています。所沢市でも平成17年12月から市議会で、18年4月から行政で検討が始められ、今年の1月には公募市民による「所沢市まちづくり基本条例検討委員会」(以下「条例検討委員会」)を発足しました。

所沢を誇りの持てるふるさととして、子どもたちに引き継いでいけるような、そういう「まち」にしていきたいと思います。そのような所沢にふさわしい「自治基本条例」を、一緒に考える対話の集会が始まります。皆さん、ぜひご参加ください。

問い合わせ 政策企画課 ☎2998-9027・FAX2994-0706

■参加と協働(参加の権利、協働のあり方)

分権型社会を迎え、これまで以上に、市民等の参加・協働による市政運営が求められています。この条例では、市民参加の権利を保障するとともに、協働のための施策を推進していくことは市長等の責務と考えます。

■情報共有(知る権利、説明責任)

市政参加の前提となる「情報を知る権利」を尊重し、市の説明責任を明らかにするとともに、市は市政情報を市民にわかりやすく提供する必要があります。

■行政運営(財政運営、行政評価)

財政運営の透明化を図るとともに、行政評価の活用などにより、総合計画に即した政策を実施・管理することが行政運営として重要と考えます。

■実効性の確保(この条例の実効性、見直し)

条例に掲げられた項目が、具体的な施策や制度へ反映されているかを検証するとともに、社会情勢の変化への対応を図るため、条例の内容を検証し見直す仕組みも必要と考えます。

所沢市まちづくり基本条例検討委員会では
こんなことを話し合っています

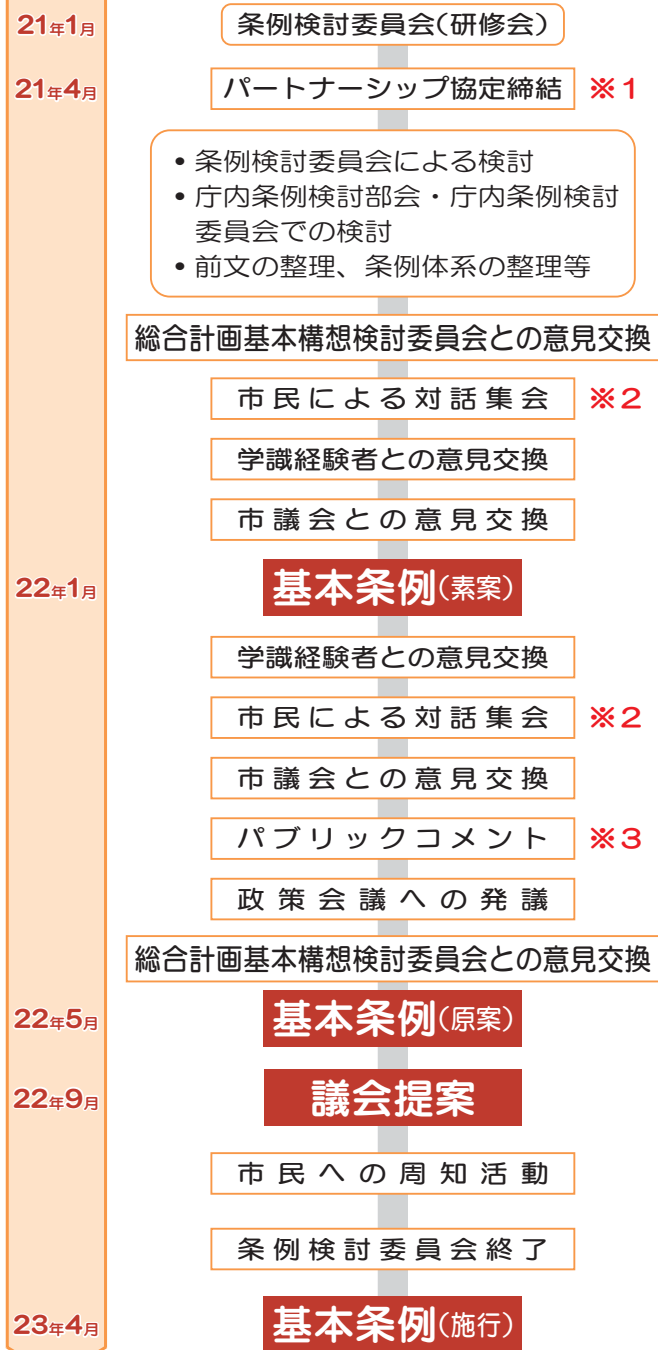
自治基本条例の対話集会にご参加を！

(仮称)まちづくり基本条例(自治基本条例)の素案作りに向けて、市民の皆さんとの意見交換を行うため、各地域で対話集会を開催します。ぜひご参加ください。

◎いずれの日も同じ内容で、申し込みは不要です。会場へ直接お越しください。

とき	午前10時～11時30分	午後1時30分～3時
10月10日(土)		松井公民館
10月17日(土)	三ヶ島公民館	新所沢東公民館
10月18日(日)	小手指公民館	山口公民館 並木公民館
10月25日(日)	吾妻公民館 新所沢公民館	男女共同参画推進センターふらっと 小手指公民館分館
10月31日(土)	松井公民館	
11月8日(日)	吾妻公民館 狭山ヶ丘コミュニティセンター	柳瀬公民館
11月15日(日)	男女共同参画推進センターふらっと 山口公民館	松井公民館 小手指公民館
11月21日(土)	小手指公民館分館	新所沢公民館 中富南コミュニティセンター
11月22日(日)	柳瀬公民館	松井公民館
11月28日(土)	富岡公民館	狭山ヶ丘コミュニティセンター 新所沢東公民館
11月29日(日)	三ヶ島公民館	並木公民館

条例制定スケジュール(概要)



※1 「パートナーシップ協定」…公募市民による条例検討委員会と市長との間で、それぞれの役割や責務、策定された条例素案の取り扱いなどを決めました。(平成21年5月15日締結)

※2 「市民による対話集会(パブリック・インボルブメント)」…条例検討委員会の市民委員が、各地域に出向いて、市民の皆さんと条例づくりについて意見交換を行います。

※3 「パブリックコメント」…市の「パブリックコメント手続実施要綱」に基づいて、市の基本的な政策等を策定する際に、その趣旨や目的、内容等を市民に公表し、広く意見や情報の提出を受けるものです。提出された意見等の概要や提出された意見に対する市の考え方等を公表します。